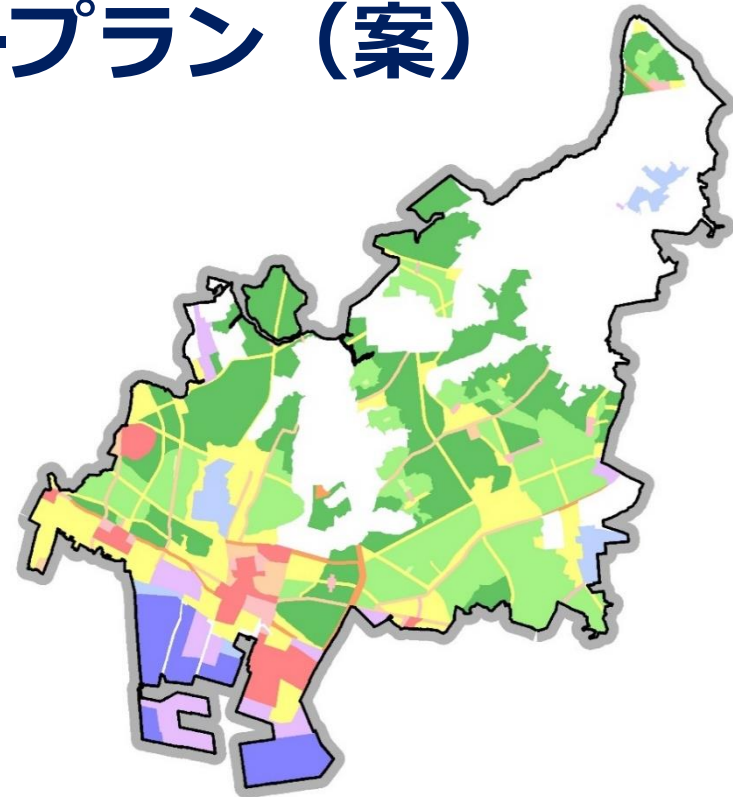


第5回

船橋市都市計画マスタープラン及び 船橋市立地適正化計画策定検討会議

船橋市都市計画マスタープラン（案） について

船橋市 建設局
都市計画部 都市計画課
令和4年9月30日



●策定検討会議等の開催経緯

※検討委員会：庁内検討組織

	日付	審議会等（※）	検討内容等
平成 30年	10月31日	第1回検討委員会	策定概要、計画検討体制、策定スケジュールについて
	11月5日	第1回策定検討会議	計画の策定について
	11月12日	第133回船橋市都市計画審議会	計画について（報告）
平成 31年	2月12日	第2回検討委員会	策定骨子(案)について
	3月28日	第2回策定検討会議	策定骨子(案)について
令和 元年	7月8日	第134回船橋市都市計画審議会	策定骨子について(報告)
	8月9日	第3回検討委員会	全体構想(案)等について
	8月26日	第3回策定検討会議	全体構想(案)等について
	9月7日～ 9月29日	地域別街頭アンケート実施	
令和 2年	2月5日	第137回船橋市都市計画審議会	計画策定の進捗について(報告)
	2月20日	第4回検討委員会	都市計画マスタープラン(原案)等について
令和 3年	7月27日	第5回検討委員会	都市計画マスタープラン(原案)修正等について
令和 4年	3月28日	第6回検討委員会	都市計画マスタープラン(原案)修正等について
	4月26日	第4回策定検討会議	都市計画マスタープラン(原案)について
	5月16日	第144回船橋市都市計画審議会	都市計画マスタープランについて(報告)
	6月15日～ 7月15日	パブリック・コメント実施	
	6月18、 19、26日	市民説明会（二和公民館、市役所 本庁舎、習志野台公民館）	
	8月23日	第7回検討委員会	都市計画マスタープラン(案)について
	9月30日	第5回策定検討会議	都市計画マスタープラン(案)について
	●月●日	第●回船橋市都市計画審議会	都市計画マスタープランについて(付議)（予定）

●前回（第4回検討会議）からの策定経過と今後の予定

項目 \ 年月	R4.4	5	6	7	8	9	10	11
庁内					8/23 ● 第7回 庁内検討委員会			
外部 会議	策定 検討 会議 ● 4/26 第4回 検討会議						9/30 本日 ● 第5回 検討会議	
	都市 計画 審議会		5/16 ● 第144回 都市計画審議会					● 都市計画 審議会
市民					6/15~7/15 ↔ パブリック・コメント			
					6/18, 19, 26 ■ 都市マス市民説明会			
議会			6/14 ● 建設委員会					

次期マスタープラン策定

●各会議体におけるご意見及び対応

会議	ご意見	対応
第4回 策定検討 会議 (4/26)	パブコメで多様な意見がいただけるよう、 図書一式とは別に、概要版等によりわかり やすく説明すべき	概要資料を別途作成し、パブコメ時に図書 一式と合わせて公開しました。
	地域別方針図のうち、面的なまちづくりが2 地域にまたがって行われている箇所は、地 域外であっても分かるよう図示すべき（海 老川上流、飯山満）	意見を踏まえ、関係する方針図（4地域）を 修正しました。
※その他、・人口推計 ・将来都市構造 ・農地の在り方 等についてご意見をいただきました。		
第144回 都市計画 審議会 (5/16)	様々な障壁をなくすバリアフリーは重要だ が、そもそも誰もが利用しやすい「ユニ バーサルデザイン」の考え方が入っていた 方がよいのではないか	上位計画や本市で行っている事業内容を踏 まえ、関係部署にも確認し福祉のまちづく りの方針に一部「ユニバーサルデザイン」 を追加しました。
	※その他、・公聴会 ・都市計画の緩和 ・貧困対策 ・SDGs 等についてご意見をいただきました。	

都市計画マスタープラン（案）概要

船橋市都市計画マスタープラン（案）概要

都市計画マスタープランの概要（序章）

◇都市計画マスタープランとは

市町村が市民の意見等を反映させて、まちづくりの将来ビジョン、地域のありべき姿、まちづくりの方針等を定めるものです。

船橋市では、現行のマスタープラン策定から約20年が経過しており、令和4年3月に上位計画である第3次船橋市総合計画が策定されたことを踏まえて、新たな計画的なまちづくりを今後推進するため、第2期のマスタープランを策定します。

◇船橋市都市計画マスタープランの構成

序章 都市計画マスタープランの概要

策定の背景や位置づけ、目標年次、対象区域等を示します。

1章 まちづくりの現況と課題

基礎調査や市民意向調査等の結果を基に、本市のまちづくりの現況と課題を示します。

2章 全体構想

1 まちづくりの目標

2 将来都市構造

3 まちづくりの方針

都市計画に関連する7つの分野別の基本方針を示します。
○土地利用 ○市街地整備 ○交通体系
○水と緑の環境 ○景観 ○防災 ○福祉

3章 地域別構想

市内を10地域に分け、全体構想を基に地域ごとの基本方針を示します。

○地域の現況と課題
○地域づくりの重要ポイント
○地域づくりの方針

○土地利用 ○市街地整備 ○交通体系
○水と緑の環境 ○景観 ○防災 ○福祉

4章 まちづくり推進のための方策

各種方針の実現に向けて、まちづくりの手法や推進体制、マスタープランの進行管理等の考え方を示します。

◇市民とともに作るマスタープラン

市民のみなさんのご意見を幅広く伺えるよう、策定にあたっては様々なアンケートなどを行いました。

特に、地域別街頭アンケートでいただいた地域別のきめ細やかなご意見は、主に地域別構想の検討に反映いたしました。



まちづくりの現況と課題（1章）

基礎調査や市民意向調査等の結果をもとに、まちづくりの現況と課題を分野別に示します。

分野	現況と課題（抜粋）	分野	現況と課題（抜粋）
人口	・将来の人口推計	産業・土地利用	・周辺環境に配慮した計画的な土地利用
市街地整備	・既存市街地における都市基盤の整備と再構築 ・新市街地の整備促進	交通体系	・慢性的な渋滞対策 ・歩行者の安全確保 ・交通不便地域への対応
水と緑	・水辺環境の保全 ・公園整備、緑地保全	景観	・協働による良好な景観形成
防災	・自然災害に対する防災、減災対策	福祉	・誰もが安全で快適に暮らせる環境づくり

まちづくりの目標・将来都市構造・まちづくりの方針（2章）

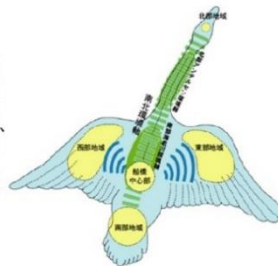
◇まちづくりの目標

まちづくりの現況と課題を踏まえ、上位計画である第3次船橋市総合計画で定められた「将来都市像」『めざすまちの姿』を実現するため、3つのまちづくりの目標を定めます。



◇将来都市構造

本市の豊かな自然環境に恵まれた地域特性等を踏まえ、南北に軸を持ち、東西に広がる骨格が十字星の形に似ていることから、未来にははたらく船橋の姿をはくちょう座の形に見立てた「はくちょう座ネットワーク都市」と位置づけます。



地域別構想（3章）

全体構想（2章）の方針を受け、地域の個性や特性を生かす観点から、市域を10の地域に分け地域づくりの重要ポイント、地域づくりの方針について示します。

（地域別の重要ポイント、方針図は次ページ以降をご覧ください）



◇まちづくりの方針

まちづくりの目標の実現のため、都市計画の7つの分野ごとに、基本的な考え方と施策の方向性を示します。

分野	方針（項目）
土地利用	・住宅地・商業地 ・工業地・緑地・農地・集落地
市街地整備	・中心市街地・既成市街地・新市街地 ・住宅団地
交通体系	・道路・歩行者・自転車利用環境 ・公共交通・交通需要マネジメント
水と緑	・水と緑のネットワークの形成・水辺の環境 ・水環境の保全・緑の環境
景観	・良好な景観形成・自然・田園系景観の保全活用 ・歴史や地域の文化を生かした景観形成
防災	・災害に強いまちづくり ・災害時適切に対応できるまちづくり ・早期に復旧・復興できるまちづくり
福祉	・便利な日常生活を支える施設の整備 ・誰もが安心して快適に過ごせる環境整備

まちづくり推進のための方策（4章）

◇適切なまちづくりの手法

各方針を具体化するため、様々なまちづくりの手法を活用します。

◇協働のまちづくり

市民、企業、関係団体、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割と責任を担いつつ、取組を行う「協働のまちづくり」により、都市計画マスタープランの実現を進めます。



◇都市計画マスタープランの進行管理と見直し

「関連事業の進捗状況の把握」や「各種調査の有効活用」により、計画の評価と見直しの必要性を判断します。社会情勢等の変化や法改正などがあつた場合、変化に迅速・的確に対応する観点から、計画の見直しを検討します。

P130 地域づくり方針図（夏見地域）

（当初案）



（修正後）



●パブリック・コメント等の結果

パブリック・コメント

- ◆期間 令和4年6月15日（水）～7月15日（金）
- ◆方法
 - ・市各施設にて図書等を配架 市ホームページに図書掲載
 - ・広報ふなばし、SNS（Twitter、Facebook）で情報周知
 - ・市広報課のYouTubeチャンネルにて説明動画公開
- ◆結果 29件
 （提出者数18名（郵送5名、FAX1名、電子メール1名、直接持参2名、オンライン申請システム9名））

説明会

- ◆日時、場所
 - ①令和4年6月18日（土） 二和公民館 講堂
 - ②令和4年6月19日（日） 市役所本庁舎 地下食堂
 - ③令和4年6月26日（日） 習志野台公民館 講堂
- ◆参加者
 - ①3名 ②8名 ③5名
 - 計16名

ご意見の概要

分類		件数
計画の前提、目標等		4
土地利用		2
道路整備		4
防災まちづくり		1
地球温暖化対策		2
各地域の まちづくり	法典地域	5
	夏見地域	3
	習志野台地域	1
	豊富地域	6
その他		1

計 29件

対応結果

分類	件数
案の修正	2
計画に反映済	5
ご意見として受領	19
その他	3

計 29件

P7 市を取り巻く社会環境の変化

(当初案)	(修正後)
<p>また、地球温暖化問題が深刻さを増しており、<u>脱炭素社会を目指す動きが地方公共団体にも広がっています。本市においても意欲的な長期目標として「2050年ゼロ・カーボン」に挑戦することを掲げています。</u></p>	<p>また、地球温暖化問題が深刻さを増しており、<u>近年増加する自然災害をはじめとして、身近な生活や事業活動が気候変動による危機的な影響に直面している中で、脱炭素社会を目指す動きが地方公共団体にも広がっています。本市においても意欲的な長期目標として「2050年ゼロ・カーボン」に挑戦することを掲げており、本マスタープランにおいてもこの考えを踏まえております。</u></p>

P68 地域づくり方針図の凡例

(当初案)

【地域づくり方針図の凡例】

	商業業務地区	商業系の用途地域のうち、商業サービス等の利便を増進する地区
	住環境保全地区	計画開発による住宅地で、良好な住環境を保全する地区
	住環境再生地区	計画的な建替えにより、新たに機能更新等を図る住宅地
	住緑調和地区	緑と住環境の調和を図る地区（住居系の用途地域+風致地区）
	住農調和地区	地区の特性に応じ、農地と住環境の調和を図る地区（専用住居系の用途地域+生産緑地地区が多く存在する地区）
	集住型住環境形成地区	住居系用途地域のうち、木造密集住宅地が存在する地区
	住環境維持・向上地区	既存の住環境の維持と向上を図る地区（上記以外の住居系用途地域）
	住工調和地区	地区の特性に応じ、工場と住宅の調和を図る地区（工業系用途地域において、工場の跡地等に住宅が立地している地区）
	工業活動展開地区	工業系の用途地域のうち、まとまりのある工業展開を図る地区
	農と自然の保全・共生地区	市街化調整区域であって、豊かな自然と農の保全、それらとの共生を図る地区
	まちづくり推進・誘導地区	計画的な「まちづくり」の推進・誘導を図る地区
	中心商業地	広域的な商業業務機能を高める船橋駅周辺の商業地
	地域拠点商業地	駅のターミナル機能と一体となった商業業務機能の強化を図る商業地
	地区拠点商業地	駅の性格や地区の特性に応じ、商業機能を中心とした育成を図る商業地
	生活拠点	市民の交流や買い物等の日常生活を支える拠点



(修正後)

【地域づくり方針図の凡例】

	商業業務地区	商業系の用途地域のうち、商業サービス等の利便を増進する地区
	住環境保全地区	計画開発による住宅地で、良好な住環境を保全する地区
	住環境再生地区	地区の特性に応じ、計画的な建替え等により新たに機能更新等を図る住宅地
	住緑調和地区	緑と住環境の調和を図る地区（住居系の用途地域+風致地区）
	住農調和地区	地区の特性に応じ、農地と住環境の調和を図る地区（専用住居系の用途地域+生産緑地地区が多く存在する地区）
	集住型住環境形成地区	住居系用途地域のうち、木造密集住宅地が存在する地区
	住環境維持・向上地区	既存の住環境の維持と向上を図る地区（上記以外の住居系用途地域）
	住工調和地区	地区の特性に応じ、工場と住宅の調和を図る地区（工業系用途地域において、工場の跡地等に住宅が立地している地区）
	工業活動展開地区	工業系の用途地域のうち、まとまりのある工業展開を図る地区
	農と自然の保全・共生地区	市街化調整区域であって、豊かな自然と農の保全、それらとの共生を図る地区
	まちづくり推進・誘導地区	計画的な「まちづくり」の推進・誘導を図る地区
	中心商業地	広域的な商業業務機能を高める船橋駅周辺の商業地
	地域拠点商業地	駅のターミナル機能と一体となった商業業務機能の強化を図る商業地
	地区拠点商業地	駅の性格や地区の特性に応じ、商業機能を中心とした育成を図る商業地
	生活拠点	市民の交流や買い物等の日常生活を支える拠点